

石川県公報

平成26年5月9日

第12695号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告示

| | |
|------------------------------------|---|
| ○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (少子化対策監室) | 1 |
| ○歳入の徴収及び支出の事務の委託 (森林管理課) | 1 |
| ○保安林の指定予定 (同) | 1 |
| ○一般国道の区域の変更 (道路整備課) | 2 |
| ○一般国道の供用の開始 (同) | 2 |
| ○県道の区域の変更 (同) | 2 |

公告

| | |
|-----------------------------------|---|
| ○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課) | 3 |
| ○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課) | 5 |
| ○基本測量実施公告 (監理課) | 5 |
| 監査委員 | |
| ○定期監査結果公表 | 6 |
| ○包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 | 6 |

告

示

石川県告示第207号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成26年5月9日次のとおり指定した。

平成26年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 指定番号 | 住 所 | 保健師、助産師 又は看護師の別 | 氏 名 |
|--------|--------------|--------------------|---------|
| 第1180号 | 七尾市藤橋町丑部5番地4 | 看 護 師 | 三 浦 由 香 |

石川県告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収及び支出の事務を委託した。

平成26年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 委 託 事 項 | 委 託 先 | | 委 託 期 間 |
|------------------------------|----------------|------------|-----------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 石川県林業・木材産業改善資金貸付金に係る償還金の徴収事務 | 金沢市東蚊爪町1丁目23番1 | 石川県森林組合連合会 | 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで |
| 石川県林業・木材産業改善資金貸付金の支出事務 | 〃 | 〃 | 〃 |

石川県告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所
小松市若杉町ソ30の1、35の1、花坂町蛇谷6の1
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、平成26年5月9日から同月23日まで縦覧に供する。
平成26年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道路の区域 | | | 関係図面の縦覧場所 |
|------|-------------------------------------|-----|-------------------|------------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) 延長(m) | |
| 249号 | 珠洲市大谷町式字93番地先から 珠洲市大谷町参字71番8地先まで | 旧 | 6.05~10.11 110.8 | 珠洲土木事務所 維持管理課 |
| | | 新 | 11.00~12.15 110.8 | |

石川県告示第211号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成26年5月9日から同月23日まで縦覧に供する。
平成26年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|------|-------------------------------------|-----------|------------------|
| 249号 | 珠洲市大谷町式字93番地先から 珠洲市大谷町参字71番8地先まで | 平成26年5月9日 | 珠洲土木事務所 維持管理課 |

石川県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。
なお、その関係図面は、平成26年5月9日から同月23日まで縦覧に供する。
平成26年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道路の区域 | | | | 関係図面の 縦覧場所 |
|--------|--------------------------------------|-----|------------|-------|-----------------------------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | |
| 金沢田鶴浜線 | 下記区間を道路区域から除外する。 | | | | 中能登土木 総合事務所 のと里山海道 維持管理課 |
| | かほく市中沼井2番40地先から かほく市二ツ屋ケ13番1地先まで | | 9.30~24.80 | 315.2 | |
| " | 下記区間を道路区域から除外する。 | | | | " |
| | かほく市二ツ屋フ12番1地先から かほく市二ツ屋マ18番1地先まで | | 6.50~12.00 | 105.0 | |
| " | 下記区間を道路区域から除外する。 | | | | " |
| | かほく市二ツ屋ケ13番1地先から かほく市二ツ屋フ12番1地先まで | | 3.90~27.00 | 42.6 | |

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成26年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルB・Cブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 届出の内容及び届出の公告の日

内 容 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更

公告日 平成25年12月27日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年5月9日から同年6月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルAブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 届出の内容及び届出の公告の日

内 容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置

公告日 平成25年12月27日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

当該案件では、周辺駐車場の余力により収容可能としているが、実態として休日における交通渋滞が頻発し適切な誘導が不可欠となっているため、周辺関係者と連携した取組に積極的に参加し、繁忙期等に対応するとともに、恒常的な誘導等の対策を講じられたい。また、建物北東側に設置する駐輪場について適切に管理するとともに、市営駐輪場への案内を実施し、駅周辺に自転車の放置が発生しないよう努められたい。

関係法令を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年5月9日から同年6月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルB・Cブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 届出の内容及び届出の公告の日

内 容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置

公告日 平成25年12月27日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

当該案件では、周辺駐車場の余力により収容可能としているが、実態として休日における交通渋滞が頻発し適切な誘導が不可欠となっているため、周辺関係者と連携した取組に積極的に参加し、繁忙期等に対応するとともに、恒常的な誘導等の対策を講じられたい。また、建物北東側に設置する駐輪場について、適切に管理するとともに、市営駐輪場への案内を実施し、駅周辺に自転車の放置が発生しないよう努められたい。

関係法令を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年5月9日から同年6月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

総合リサイクルショッピングプラザ野々市

野々市市若松町21番地1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内 容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成25年12月24日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年5月9日から同年6月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

総合リサイクルショッピングプラザ野々市

野々市市若松町21番地1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内 容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置

公告日 平成25年12月24日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗駐車場の混雑によって、周辺道路が渋滞しないよう配慮し、安全対策について万全を期すこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

環境基準を順守し、苦情発生時には、適正、迅速な対応を図り、解決に努めること。

(3) 廃棄物に係る事項

事業系廃棄物は減量・再資源化を心がけ、法令に基づき適正な処理を行うこと。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年5月9日から同年6月9日まで

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|------------|------------|
| 大野庄用水土地改良区 | 平成26年4月28日 |
| 才田土地改良区 | 〃 |

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|------------------|------------------------------|--------|
| 基本測量 (一等磁気測量) | 平成26年5月20日から 平成27年2月28日まで | 羽咋郡志賀町 |

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成25年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年5月9日

石川県監査委員 山 田 憲 昭
同 田 中 博 人
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

| 監 査 箇 所 名 | 監査年月日 | 監査の対象 | 監 査 の 結 果 |
|---------------|------------|-------------|--------------------------------------------|
| 宝達高等学校 | 平成26年4月22日 | 平成26年1月末日現在 | 所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。 |
| 津幡高等学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 内灘高等学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 白山ろく民俗資料館 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 鶴来高等学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 水産総合センター | 平成26年4月24日 | 〃 | 〃 |
| 田鶴浜高等学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| リハビリテーションセンター | 〃 | 〃 | 〃 |
| 翠星高等学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 教育センター | 〃 | 〃 | 〃 |
| 金沢伏見高等学校 | 〃 | 〃 | 〃 |

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

平成24年3月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

石川県監査委員 山 田 憲 昭
同 田 中 博 人
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

1 公表の範囲

平成23年度包括外部監査の結果に基づき石川県知事が講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

2 公表の概要

平成23年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

| 所 属 名 | 監 査 結 果 の 概 要 | 監査結果に基づき講じた措置 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般社団法人石川県農業開発公社 | （競馬場の大型スクリーン等の会計処理について） 有形固定資産を取得しているのに長期未収金として債権を計上しているため、有形固定資産の計上に改める必要がある。 | 当該大型スクリーン等は、貸付期間終了後は譲渡することを条件に県に貸し付けているものであり、平成26年3月末に貸付期間が終了した後、契約どおり県に譲渡したことから、有形固定資産に計上する必要はなくなった。 |